

議案第 87 号

入間市手数料の特例に関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

個人番号カードを使用し、多機能端末機により交付申請する証明書の手数料について、期間を定めて減額している金額を見直すとともに期間を延長したいので、この案を提出するものである。

入間市手数料の特例に関する条例の一部を改正する条例

入間市手数料の特例に関する条例(令和3年条例第25号)の一部を次のように改正する。

本則中「令和4年2月1日から令和5年3月31日」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日」に、「17の項及び21の項に規定する手数料については、10円」を「及び17の項に規定する手数料については100円と、同表21の項に規定する手数料については200円」に改める。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の入間市手数料の特例に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。